

[米国最高裁] Java SEのAPIの使用についての判断 ～GOOGLE LLC v. ORACLE AMERICA, INC.～



www.harakenzo.com/jpn/gaikoku_siryu
06-6351-4384 (代表)
iplaw-osk@harakenzo.com



ソフトウェアのフェアユースについて最高裁が判断 (GOOGLE LLC v. ORACLE AMERICA, INC. (No. 18-956)2012.4.5)

- ・ORACLEが持つ著作権をGOOGLEが著作権侵害したとして、90億USDの損害賠償を求めた案件である。
- ・最高裁はフェアユースが事実問題と法律問題が混在するため、フェアユースの問題を下級審に差し戻さず、自ら(de novo)判断した。
- ・最高裁は、4点のフェアユースの基準に沿って判断し、GOOGLEのフェアユースを認めた。

■ 最高裁の判決の詳細

- ・今回の判断は、事実問題と法律問題の違いに着目して考える必要がある。

事実問題: 事実に基づくもので、陪審員が判断する。(事実認定に重大な問題がある場合は、裁判官が判断することもある)
法律問題: 法律に基づくもので、裁判官が判断する。(陪審員は関与しない)

<事実関係>

- ・ORACLEはコンピュータのプラットフォームで使われるJava SEの著作権を保有している。なお、GOOGLEのコピー一部分に著作権保護が及ぶかについては争いがある。

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信!
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。